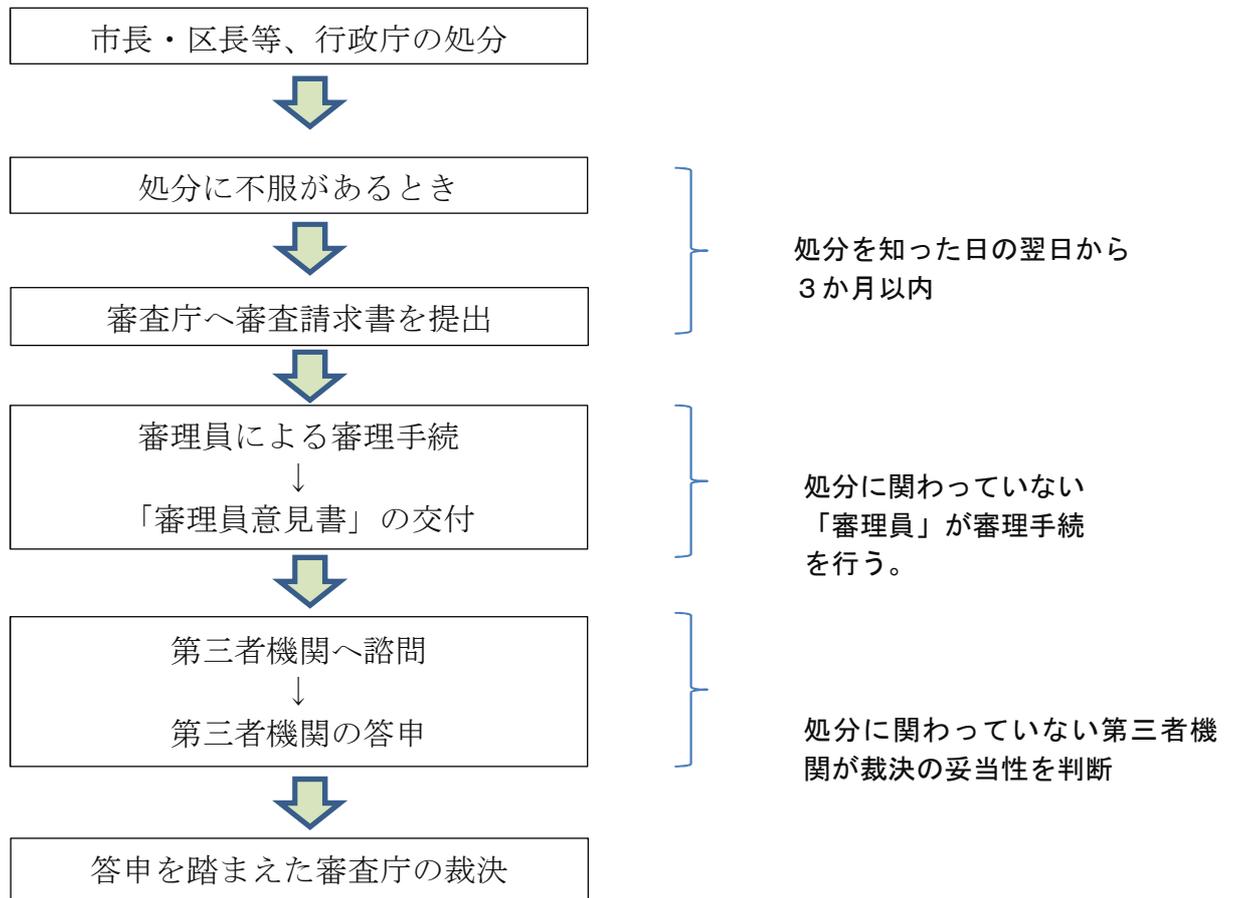


行政不服審査の手続について

★ 行政不服審査法の改正により、平成28年4月1日以降の行政庁の処分等に関する不服申立ての手続の流れは次のとおりです。

1 主な手続の流れ



2 手続について

- (1) 審査請求を行うことができるのは、行政庁の処分に不服がある場合、又は、法令に基づいて行政庁に対して処分についての申請をしたのに相当の期間が経過しても行政庁の不作為がある場合です。行政庁の行為が「処分」に該当するかどうかは業務を所管している部署（処分を行った部署）に確認してください。
- (2) 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、処分があったことを知らなかった場合でも、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

※ 上記図は一般的な流れですので、法令、条例等によって一部手続の流れが異なる場合があります。詳細は、処分を行った担当部署又は下記にお問い合わせください。

(お問合せ先)

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

044-200-3741